

国会

決議第 102/2015/QH13 号

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

国会会期規程の公布に関する決議

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会常務委員会の上程書および国会議員の意見に基づき、
ベトナム社会主義共和国の国会は以下のとおり決議した。

第 1 条

本決議に伴い、国会会期規程を發布する。

第 2 条

1. 本決議は 2016 年 1 月 1 日から有効となる。
2. 国会会期規程を發布する決議第 07/2002/QH11 号は、本決議の発効日をもって失効する。
3. 各国会議員、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、国会事務総長、国会事務局、国会常務委員会の所属機関、各国会議員団、国家主席、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会および関係機関・組織・個人は、その任務・権限の範囲内に本決議を施行する責任を負うものとする。

本決議は、ベトナム社会主義共和国の第 13 期国会第 10 回会期において 2015 年 11 月 24 日に可決された。

国会議長

グエン・シン・フン

国会会期規程

(2015年11月24日付決議第102/2015/QH13号と共に発布された。)

第1章

総則

第1条 国会会期

国会会期は国会の主要な活動方法である。会期において、国会は法令の定めるところにより、その任務・権限に属する各事項を審議し、および決定する。

第2条 国会の予備会議

会期の開会前に、会期の次第を審議・可決し、かつ、他の事項を実施するために国会は予備会議を行う。

国会議長は予備会議を主宰する。一期の国会の第1回会期においては、前期の国会議長が予備会議を主宰する。

第3条 国会会期の開会・閉会

1. 国会は、定期的に1年に2回の会期を行う。年前半の会期は5月20日に開会される。年後末の会期は10月20日に開会される。5月20日および10月20日が週の金曜日または法令の定めるところによる休日に重なる場合、会期の開会日は翌勤務日とする。不可抗力事由により前述の時間に会期を開催できない場合、会期の開会日は国会常務委員会が決定する。

一期の国会の第1回会期の開催日は、国会議員選挙日から60日間以内に前期の国会常務委員会により決定される。

任期末の会期および特別会期の開会日は、国会常務委員会が決定する。

2. 国会議長は会期を開会し、かつ、閉会する。一期の国会の第1回会期においては、前期の国会議長が会期を開会する。

3. 国会議長が会期を開会する前および国会議長が会期を閉会する後、国会は国旗掲揚式を行う。国旗掲揚式にあたり、軍楽隊が国家の音楽を演奏し、国会議員および出席者が国歌を斉唱する。

第4条 国会会期の主宰

国会常務委員会は国会組織法第 47 条に従い国会会期を主宰し、会期が民主的に行われ、法令を厳守し、国会が可決した次第のとおり実質的な効果を達成できるよう保障し、国会が適切にその任務を遂行し権限を行使できるよう保障する。

第 5 条 国会議員の責任

1. 国会議員は国会の全ての会期・会議に出席し、国会の任務・権限に属する各事項について審議し、かつ、表決する。

会議に出席できない場合、国会議員は国会議員団団長に報告し、国会議員団団長は国会事務総長に通知し、国会事務総長はとりまとめて国会議長に報告する。国会議員が国会会期に参加できず、もしくは一回の会期につき連続して 3 日勤務日以上欠席する場合、その理由を明記した書面を国会議員団団長に送付すると共に、国会議長が決定するよう報告するために国会事務総長に書面を送付する。国会会期に出席できない国会議員の名簿は国会会期議事録に記載され、会議を欠席した国会議員の名簿は会議の議事録に記載される。

2. 国会議員は国会会期についてインタビューで質問を回答し、および情報を提供するとき、正確さ、客観性を確保しなければならず、国家機密の範囲内における情報・資料、国会の非公開会議の内容を開示しない。

3. 国会議員は法令の定めるところにより、国会会期の資料を使用・保管し、指示されたときに回収する必要がある資料を返還し、規定に従って国会議員のバッジ、国会議員カードを使用・保管する責任を負うものとする。

第 6 条 国会議員団の団長・副団長の責任

国会議員団団長は、団内の国会議員が国会会期の次第、国会会期規程および国会会期に関する他の規定に従い実現するよう行い、当団の活動を実施し、および運営し、国会議長・国会の各機関・国会常務委員会の所属機関・各国会議員団および国会事務総長との連絡を維持する責任を負うものとする。

国会議員団副団長は、団長による業務分担に従い団長の任務遂行を補佐する。団長が欠席する場合、副団長は団長により団長の任務の遂行を委任される。

第 7 条 国会会期次第

1. 国会の法律・決議、国会常務委員会令・決議、国家主席、政府首相、ベトナム祖国戦線中央委員会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長、民族評議会、国会の委員会および国会議員の要請に基づき、国会常務委員会は国会会期の次第案を起案する。

2. 国会会期の次第案は、定期会期の場合は遅くとも開会日 30 日前までに、特別会期の場合は遅くとしても開会日 7 日前までに、意見を聴取するために国会議員、各関係機関・組織に送付される。

3. 国会会期の次第は、国会が以下の手順に従い予備会議において審議・可決する。

a) 国会常務委員会は、国会会期次第案の説明、意見の受入、修正に関して報告する。

一期の国会の第1回会期において、前期の国会常務委員会は国会会期次第案の説明、意見の受入、修正に関して報告する。

b) 国会は国会会期の次第を審議し、可決する。

4. 必要に応じて、国家主席、政府首相、ベトナム祖国戦線中央委員会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長、民族評議会、国会の委員会および国会議員の要請に基づき、国会常務委員会は、国会が国会会期の次第を審議し、その修正・補足を決定するよう、以下の手順に従い上程する。

a) 国会常務委員会は国会に対して国会会期次第の修正・補充を上程する。

b) 国会は国会会期次第の修正・補充を審議し、可決する。

5. 国会会期次第、国会会期次第の修正・補充は、国会議員の総数の過半が賛成投票した場合に可決される。

6. 国会により可決された会期次第における内容の実施時間を変更する必要がある場合、国会常務委員会が決定し、かつ、国会に報告する。

第8条 国会会期に招かれる者、国会会議の傍聴

1. 国会議員でない最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、政府の構成員、国家会計検査院院長、国会により設立された機関の長は、国会会期に招かれ、自らの担当分野に関わる事項が討議される国会全体会議に出席する責任を負う。招かれる者は、自らの担当分野に関わる事項について、国会議長の許可がある場合に発言することができ、または国会議長に要求される場合に発言する責任を負う。

2. 国内・国外の名誉賓客は、国会議長が国会事務総長の要請に基づき決定する。国会事務総長は国外の名誉賓客に関して国会議長に報告する前に、国会の対外委員会委員長と話し合い、意見を統一する。

3. 国家機関、政治系組織・政治社会系組織・社会系組織・経済系組織・人民武装単位・報道機関の中央機関の代表が、国会の公開会議に招かれることがある。国会会期次第、民族評議会議長、国会の委員会の委員長の要請に基づき、国会事務総長は本項の定めるところにより招かれる者の名簿を決定する。

4. 本条1項・2項および3項の定めるところにより国会会期に招かれる者の資料の使用規程および座席の位置は、国会事務総長が決定する。

5. 国民は国会の公開会議を傍聴することができる。国会事務総長は、国民の国会公開会議の傍聴を実施する。

第9条 国会会期の資料

1. 国会会期の資料は以下を含むものとする。

a) 会期において使用される正式資料は、法令の定めるところによる法案・決議案の書類の資料および会期の内容に属する他の上程書・報告書を含み、国会議長により国会事務総長の要請に基づき決定される。

b) 参考資料は、各種出版物およびテーマ別の研究を含み、国会が会期において審議・決定する事項に関して更なる情報を提供するために国会議員に提供され、国会事務総長により決定される。必要に応じて、民族評議会の常任、国会の委員会の常任は国会事務総長と連携し、会期において国会議員に参考資料を提供する。

2. 国会会期に使用する資料の使用形式は電子版および紙版とし、以下のとおり規定される。

a) 正式資料は国家機密に属する場合を除き、電子版で使用される。紙版で使用される正式資料は、国家機密に属する資料、法規範文書法第 73 条 3 項に定められている資料および国会議長が国会事務総長の要請に基づき決定する他の資料である。

b) 参考資料の使用形式は、国会事務総長が決定する。

3. 会期の資料は国会議員に送付するために、国会事務局に送付される。

4. 法令の規定または関係機関・組織・個人の要請に基づき、国会事務総長は、会期において回収する資料リスト書面を発布する。

第 10 条 会期資料の保管

会期において資料される正式資料、国会の法律・決議、会期の各会議の議事録・映像資料・録音資料は、保管に関する法令の定めるところにより保管される。

第 11 条 国会会期に関する情報

1. 国会事務総長は法令の定めるところにより、国会会期の次第・内容、会期における国会の活動に関する情報の提供を行う責任を負うものとする。

2. 国会事務総長は国会会期の開会会議の前および閉会会議の後に、会期について記者会見を行う。必要な場合、国会事務総長は国会会期において起きた事柄に関して公式情報を提供するために記者会見を行う。

3. 国会会期の開会会議、閉会会議、国会会期における質疑応答会議はラジオ・テレビで生中継される。国会の他の会議は、国会会期次第に記載される国会の決定に従い、ラジオ・テレビで生中継される。

4. 国会事務総長は、国会の電子ポータルサイトに掲載される会期の情報・資料を決定する。

5. 国会会期の主要な文献は、国会事務局が出版する国会会期の紀要に掲載される。

6. 新聞・報道機関の代表者は、国会会期における公開会議に参加し、それについて報道し、かつ、報道が新聞に関する法令の定めるところにより報道の正確性と客観性を確保するため、専用エリアにおいて適切な環境を整備される。国会事務総長は、国会会期が行われるエリアにおける新聞・報道機関の代表者の活動に関して詳細を規定する。

第12条 意見聴取票による国会議員の意見聴取

1. 必要に応じて、国会常務委員会は、国会会期の内容に関して、意見聴取票による国会議員の意見聴取を決定する。
2. 国会議員は、意見聴取票に意見を明示し、かつ、期限通りに国会事務総長に意見聴取票送付する責任を負うものとする。
3. 国会事務総長は民族評議会の常任、国会の委員会の常任、関係機関と連携し、意見聴取票の送付・回収を行い、意見聴取票を収集し、その結果をまとめ、国会に報告する。

第13条 国会会期の総括

1. 国会議員団団長は団内で討議、会期の結果の評価を行い、国会会期の閉会前に、国会常務委員会に当団の意見をまとめた報告書を送付する。
2. 国会会期の閉会后、最直近の会議において、国会常務委員会は国会議員団、関係機関・組織・個人の意見に基づき、国家主席、政府の代表者、民族評議会の常任、国会の委員会の常任、国会事務総長、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、ベトナム祖国戦線中央委員会委員長、国家会計検査院院長、国会常務委員会の所属機関の代表者および関係機関・組織・個人の出席の下、国会会期の総括を行う。
3. 国会会期総括報告書は、国会議員、関係機関・組織・個人に送付され、かつ、国会の電子ポータルサイトに掲載される。

第2章

国会会期における会議

第14条 国会会期の運営形式

1. 国会により決定され、および国会会期次第に記載される国会会期の会議は以下を含むものとする。
 - a) 国会の全体会議
 - b) 会期次第の内容について討議・検討をするために、国会常務委員会が開催する会議
 - c) 会期次第の内容となり、かつ民族評議会、国会の各委員会の担当分野に属する事項について討議・検討をするために、民族評議会・委員会が開催する会議
 - d) 国会議員グループの会議
 - dd) 国会議員団の会議
2. 必要な場合、国会議長は、国会議員団団長・民族評議会議長・国会の各委員会委員長・および他の関連する国会議員と、国会の審議・決定に提出される事項について会議する。

3. 国会会期中の各会議は、国会が非公開で会議を行うことを決定した場合を除き、公開で行われるものとする。

4. 国会会期中の各会議の開催時間は国会により決定され、かつ、国会会期次第に記載されるものとする。

5. 国会会期中の各会議の主宰者は、国会会期規程に定められている原則・手順・手続および関連法令の他の規定に従い会議を運営し、国会会期の次第に従い実施することを保証する責任を負うものとする。

第15条 国会の全体会議

1. 国会は全体会議において、草案・提案に関する説明、報告書の発表を聴取し、会期次第における各事項について討議し、かつ決定する。

2. 国会議長は国会の全体会議を主宰する。各国会副議長は国会議長の業務分担に従い、会議の主宰について国会議長を補佐する。

一期の国会の第1回会期において、前期の国会議長は、国会が新期の国会議長を選定するまで国会の全体会議を主宰する。

3. 草案・提案に関する説明、報告書の発表の時間は、国会会期次第に記載される国会の決定による場合を除き、15分を超えないものとする。

4. 国会事務総長は全体会議における国会議員の座席位置を配置し、書記を指導する。

第16条 全体会議における討議

1. 国会常務委員会は、国会の全体会議において討議する事項を起案する。

2. 国会会期の内容に関する討議のための会議の手順は以下のとおり行われる。

a) 主宰者は、国会議員の集中討議を要請する内容を述べる。

b) 国会が当該内容に関する会議を開始するとき、国会議員は電子システムを通じて発言を申し込む。

c) 主宰者は、登録の順番に従い一人ずつ発言するよう国会議員に促す。実際の討議の内容および状況に基づき、主宰者は申込の順番に従わず議員に発言を促すことができる。

d) 国会議員の発言は会議の内容に集中しなければならず、同一の内容について2回を超えて発言しない。一回目の発言の時間は7分を超えず、第2回目は3分を超えないものとする。

発言を申し込んだものの国会議員に発言の機会がない場合、または発言したが発言時間終了により意見を全て述べていない場合、国会事務総長が収集し、まとめるために書面により意見を送付する。

dd) 主宰者は会議の終了にあたり発言する。

第17条 全体会議における質疑

1. 質疑会議は、国会および人民評議会監察活動法の定めるところにより行われる。

2. 一回の質疑につき、国会議員は 2 分以下で質疑する。質疑された者は 5 分以下で一人の議員の質疑に応答する。必要な場合、主宰者は応答の時間の延長を決定する。

国会議員の質疑が質疑会議の内容に従わず、または所定時間を超えた場合、質疑された者の回答が国会議員の質疑の論点から外れている、あるいは所定時間を超えた場合、主宰者は、注意する権利を有する。

第 18 条 全体会議における表決

1. 国会は以下の表決方法の一つを適用することを決定する。

a) 電子投票システムによる投票

b) 非公開投票

c) 挙手による投票

表決方法は、国会により決定され、国会会期次第に記載される。

2. 全体会議における表決手順は以下のとおり行われる。

a) 会議の主宰者は、国会が表決をする必要がある事項の内容を明確に述べる。

b) 国会が表決する。

c) 電子投票システムによる投票および挙手による投票の場合、会議の主宰者は表決の結果を報告する。非公開投票の場合、開票委員会委員長は投票の結果を報告する。

3. 投票の実施は直接の原則により行われ、国会議員は他の国会議員の代理で投票しない。国会議員は、賛成投票、反対投票または白票のいずれかを投票することができる。

4. 国会により投票で可決されたが、まだ施行効力を有していない事項について再度投票する必要がある場合、国会常務委員会は自己でまたは国会議員総数の最低二十パーセントの要請もしくは草案・報告書を提出した機関・組織・個人、審査機関の要請により、以下の手順に従い、国会に対して再投票を検討・決定するよう上程する。

a) 国会常務委員会は国会に対して再投票を上程する。

b) 国会は再投票を検討し、可決する。

再投票は、国会議員の総数の過半が賛成投票した場合に行われるものとする。

5. 国会が、国会により再投票を決定された事項を審議し、決定する手順は以下のとおりとする。

a) 国会常務委員会は、再投票をする必要がある事項の内容を国会に上程する。

b) 国会は再投票をする必要がある事項の内容に関して討議し、投票で可決する。

第 19 条 国会常務委員会が開催する会議

1. 国会常務委員会は、会期次第に属する各事項に関して討議・検討するために会議を開催する。
2. 国会議員、関係機関・組織の代表者は、国会常務委員会の会議に出席するよう招かれる。
3. 国会常務委員会の会議の手順は以下のとおり行われるものとする。
 - a) 主宰者は集中して討議する必要がある各事項を述べる。
 - b) 国会常務委員会の構成員が討議する。
 - c) 出席する国会議員、関係機関・組織の代表者が意見を発表する。
 - d) 主宰者が会議終了にあたり発言する。

第 20 条 国会議員小グループの会議

1. 国会の一回の会期において、国会常務委員会は国会議員小グループを設立し、同グループのグループ長・副長を指名する。
2. 国会議員小グループのグループ長は小グループの会議を主宰する。グループ長が欠席する場合、グループ副長は会議主催を担当する。
3. 小グループ会議の書記は会議の主宰者が決定する。
4. 国会会期の各々の内容に関する小グループ内の討議会議の手順は以下のとおり行われるものとする。
 - a) 主宰者は、国会議員が集中して討議するよう要請する事項を述べる。
 - b) 国会議員が意見を発表する。
 - c) 主宰者が会議終了にあたり発言する。

第 21 条 国会議員団の会議

1. 国会議員団団長は、国会議員団の会議を主宰する。団長が欠席する場合、副団長は会議主催を担当する。
2. 国会議員団の会議における秘書は、会議の主宰者が決定する。
3. 国会会期の各々の内容に関する団内の討議会議の手順は以下のとおり行われるものとする。
 - a) 主宰者は、国会議員が集中して討議するよう要請する事項を述べる。
 - b) 国会議員が意見を発表する。
 - c) 主宰者が会議終了にあたり発言する。

第 22 条 民族評議会・国会の各委員会が開催する会議

1. 民族評議会・国会の各委員会の構成員でない国会議員は、会議の出席を申し込むことができ、または招かれることがある。

2. 会期中、民族評議会・国会の各委員会が開催する会議の手順は以下のとおり行われる。

a) 主宰者は、国会議員が集中して討議するよう要請する事項を述べる。

b) 必要に応じ、主宰者は、責任を担う機関の代表に対し、討議の内容に関して報告書を用意し、発表するよう要請する。

c) 国会議員は討議する。

d) 主宰者が会議終了にあたり発言する。

第 23 条 非公開会議

1. 必要な場合、国家主席、国会常務委員会、政府首相または国会議員の総数の最低三分の一の要請に応じ、国会は非公開会議の開催を決定する。国会常務委員会は以下の手順に従い、非公開会議に関する要請を国会に上程する。

a) 国会常務委員会は国会の非公開会議の要請に関して報告する。

b) 国会は非公開会議に関して討議し、表決する。

2. 国会の非公開会議に招かれる参加者、録音、議事録の作成は、国会議長が国会事務総長の要請に基づき決定する。非公開会議の手順・手続は、国会会期における各会議と同様なものとする。

第 24 条 国会会期の議事録

1. 国会会期および国会会期中の各会議は、録音、議事録作成をしなければならない。

2. 国会会期の議事録は、総合議事録、国会会期中の各会議の議事録から成る。総合議事録は、国会議長および国会事務総長が署名確認する。

3. 国会の全体会議の議事録は、会議における発表意見、投票の結果、国会議員の書面による意見を適切に反映し、かつ、会議の主宰者・会議の書記により署名確認されなければならない。

4. 国会常務委員会が開催する会議の議事録は、国会議員の発表意見、書面による意見を適切に反映し、かつ、会議の主宰者・国会事務総長により署名確認されなければならない。

5. 民族評議会・国会の委員会が開催する会議の議事録は、国会議員の発表意見、書面による意見を適切に反映し、かつ、会議の主宰者・会議の書記により署名確認されなければならない。

6. 国会議員小グループ、国会議員団の会議の議事録は、国会議員の発表意見、国会議員の書面による意見を適切に反映し、かつ、会議の主宰者・会議の書記により確認されなければならない。

7. 各会議の議事録および録音版は、国会会期議事録を作成するため、国会事務総長に送付されなければならない。

8. 総合議事録、各会議の議事録の書式は、国会事務総長が規定する。

第 25 条 各会議における国会議員の意見の収集・まとめ・受入・説明

1. 各会議における国会議員の発表意見・書面による意見は同様の価値を有し、かつ、収集・まとめ・受入・説明され、および国会に適切に、忠実に報告されなければならない。

2. 国会事務総長は国会議員の意見を収集し、まとめる際に、主宰し、民族評議会の常任、国会の委員会の常任、関係機関と連携する。

3. 国会会期の各々の内容に関する国会議員小グループ、国会議員団、民族評議会、国会の各委員会、国会常務委員会における討議の意見を収集・まとめ・受入・説明する報告書は、遅くとも全体会議における当該内容の討議の 2 日前に国会議員に送付されるものとする。表決・可決の会議に国会に上程する法案・決議案の説明・受入・修正の報告書は、遅くとも当該内容に関して表決・可決する会議の 1 日前に国会議員に送付されるものとする。

4. 国会議員の意見を収集し、まとめる報告書の書式は、国会事務総長が規定する。

第 26 条 国会会期における秩序の確保

1. 国会議員、国会会期における会議へ招かれる他の個人は、会議の秩序を維持し、国会会期における各会議の開催手順・手続に関する本規程を遵守し、丁寧な表現・行動を使用し、国会議員、会議における他の個人・各機関・組織を尊重する責任を負う。

2. 国会議員または会議へ招かれた他の個人が本条 1 項の規定に従わなかった行為をした場合、会議の主宰者は会議の場で当該国会議員・個人を注意する。

第 3 章

国の重要な事項の決定

第 1 節

組織機構および人事の決定

第 27 条 開票委員会

1. 開票委員会は国会議員である委員長および各構成員から成り、国会議長の要請に基づき国会により選出される。一期の国会の第一回会期において、開票委員会の構成員

は、前期の国会議長が要請する。開票委員会の構成員は、国会が選出・承認、解任・罷免・退任承認、解任・降格の承認、信任投票実施・信任投票をするための名簿に該当する者ではない。

2. 開票委員会は非公開投票による表決を案内・運営し、開票の結果・表決の結果を確定し、記録書を作成し国会に開票・表決の結果を報告し、票を封印し、開票に関する国会議員の意見に対して説明する任務を負う。

3. 開票委員会は、以下の原則に従い、非公開投票による表決の結果を確定する。

a) 国家機関に属する職名を選出するための投票の場合、国会議員の総数に対し過半数の有効の賛成票を得て、かつ、得た賛成票数がより高い者が当選する。同一の職名の投票に際し、同じ賛成票数を得て、かつ、国会議員の総数に対し過半数の有効の賛成票を得た者が複数人いる場合、国会は、同じ有効の賛成票数を得た者から当該職名の再表決を行う。再表決される者のうち、得た賛成票数がより高い者が当選する。再表決を行ったにかかわらず、同じ賛成票数を得た者が複数人いる場合、年上の者が当選者となる。

b) 国家機関に属する各職名の承認は、国会議員の総数の過半数の賛成投票を得なければならない。

c) 解任・退任の承認、解任・降格の承認は、国会議員の総数の過半数の賛成投票を得なければならない。

国会議員の罷免は、国会議員の総数の三分の二の賛成投票を得なければならない。

4. 投票委員会の任務は、開票の結果または投票の結果を公表した後終了するものとする。同一の会期において複数回の非公開投票を行う場合、国会は、前回の投票に際し設立された開票委員会が次の各回の投票も継続して勤務することを決定することができる。

5. 開票委員会の任務が終了した後、開票に関して国会議員から異議申立・告訴・告発がある場合、国会常務委員会はそれを検討・解決し、かつ、国会に結果を報告する。

6. 投票の原則、票・開票記録書・非公開投票による表決結果の記録書・票の封印の記録書の書式は、国会常務委員会が規定する。

第28条 人事に関して国会が決定するよう上程する書類

1. 国会が選出・承認する職名に推薦される者に関して国会へ上程する書類は、以下を含むものとする。

a) 上程する権限を有する機関・個人の上程書

b) 法令が規定した場合における審査報告書

c) 国会が選出・承認する職名に推薦される者に関する書類および国会常務委員会が規定する他の資料

2. 国会議員により追加的に推薦されたまたは自ら立候補した者に関する書類は、国会常務委員会により規定され、かつ、当該職名の選出会議の遅くとも2日前に国会常務委員会に送付されなければならない。

3. 国会が解任・罷免、国会議員の退任の承認、解任・降格の承認をするよう上程する書類は、以下を含むものとする。

- a) 上程する権限を有する機関・個人の上程書
- b) 国会常務委員会が規定する他の資料

第29条 宣誓

1. 国会議長、国家主席、政府首相、最高人民裁判所長官は、祖国・人民および憲法への忠誠を宣誓する。

2. 本条1項に定められている内容以外、宣誓する者は、付与された責任に適合する宣誓の内容を決定する。宣誓する者は、国旗の前に立って宣誓しなければならない。宣誓時間は3分を超えないとする。

第30条 国会副議長の定数、国会常務委員会委員の定数を決定し、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を選出する手順

1. 一期の国会の第一回会期において、国会は以下の手順に従い、国会副議長の定数、国会常務委員会委員の定数を決定する。

a) 前期の国会常務委員会が、国会副議長の定数、国会常務委員会委員の定数を国会に上程する。

b) 国会議員が国会議員団において討議する。前期の国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、意見交換することができる。

c) 前期の国会常務委員会が国会に国会議員団における討議の結果を報告し、および国会議員の意見に対して説明し、受け入れる。

d) 国会が討議し、国会副議長の定数、国会常務委員会委員の定数に関する決議を可決するために表決する。

2. 第一回会期後の各会期において、必要な場合、国会は本条1項に規定されている手順に従い、国会副議長の定数、国会常務委員会委員の定数を国会常務委員会の要請に基づき決定する。

3. 一期の国会の第一回会期において、国会は以下の手順に従い、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を選出する。

a) 前期の国会常務委員会は、国会が国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を選出するための候補者名簿を上程する。

b) 前期の国会常務委員会が提案する名簿以外、国会議員は、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員の職名に追加的に推薦し、または自ら立候補することができる。推薦された者は候補者名簿から名前を削除する権利を有する。

c) 国会議員が国会議員団において討議する。前期の国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、意見交換することができる。

d) 前期の国会常務委員会が国会に国会議員団における討議の結果を報告し、および国会議員の意見に対して説明し、受け入れる。また、国会議員が推薦・立候補した候補者名簿を国会が決定するために上程する。

dd) 国会が討議し、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を選出するための候補者名簿を可決するために表決する。

e) 国会が開票委員会を設立する。

g) 国会が非公開投票の形式により国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を選出する。

h) 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。

i) 国会が討議し、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員の選出に関する決議を可決するために表決する。

k) 国会議長が宣誓する。

4. 第一回会期後の各会期において、必要な場合、国会は本条 1 項に規定されている手順に従い、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を国会常務委員会の要請に基づき選出する。

第 31 条 国家主席を選出する手順

1. 国会常務委員会は、国会が国家主席を選出するために候補者名簿を上程する。

2. 前期の国会常務委員会が提案する名簿以外、国会議員は、国家主席の職名に追加的に推薦し、または自ら立候補することができる。推薦された者は候補者名簿から名前を削除する権利を有する。

3. 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、意見交換することができる。

4. 国会常務委員会は、国会に国会議員団における討議の結果を報告し、および国会議員の意見に対して説明し、受け入れる。また、国会議員が推薦または立候補した候補者名簿を国会が決定するために上程する。

5. 国会が討議し、国家主席を選出するための候補者名簿を可決するために表決する。

6. 国会が開票委員会を設立する。

7. 国会が非公開投票の形式により国家主席を選出する。

8. 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。

9. 国会が討議し、国家主席の選出に関する決議を可決するために表決する。

10. 国家主席が宣誓する。

第 32 条 政府の組織機構の決定

1. 国会が政府の組織機構を決定するよう上程する書類は以下を含むものとする。

- a) 政府の組織機構に関する上程書
- b) 政府の組織機構に関する決議案
- c) 政府の組織機構に関する法律委員会の審査報告書
- d) 他の資料（あれば）

2. 一期の国会の第一回会期において、国会は以下の手順に従い政府の組織機構を決定する。

- a) 前期の政府が国会に、新期の政府の組織機構および決議案を上程する。
- b) 国会の法律委員会が審査報告書を上程する。
- c) 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、前期の政府の代表者を招き、意見交換することができる。
- d) 国会常務委員会が国会に国会議員団における討議の結果を報告する。
- dd) 前期の政府が国会議員の意見に対する説明・受入に関して国会に報告する。
- e) 国会が討議し、新期の政府の組織機構に関する決議を可決するために表決する。

第 33 条 国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長を選出する手順

1. 国家主席は、国会が国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長を選出するための候補者名簿を上程する。

2. 国家主席が提案する名簿以外、国会議員は、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長の職名に追加的に推薦し、または自ら立候補することができる。推薦された者は候補者名簿から名前を削除する権利を有する。

3. 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、国家主席を招き、意見交換することができる。

4. 国会常務委員会が国会に国会議員団における討議の結果を報告する。

5. 国家主席が国会議員の意見に対する説明・受入に関して国会に報告する。

6. 国会常務委員会は、国会議員が推薦または立候補した候補者名簿を国会が決定するために上程する。

7. 国会が討議し、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長を選出するための候補者名簿を可決するために表決する。

8. 国会が開票委員会を設立する。

9. 国会が非公開投票の形式により、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長を選出する。

10. 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。

11. 国会が討議し、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長の選出に関する決議を可決するために表決する。

12. 政府首相・最高人民裁判所長官が宣誓する。

第34条 国家選挙評議会議長・民族評議会議長・国会の委員会の委員長・国家会計検査院院長・国会事務総長を選出する手順

1. 国会常務委員会は、国会が国家選挙評議会議長・民族評議会議長・国会の委員会の委員長・国家会計検査院院長・国会事務総長を選出するための候補者名簿を上程する。

2. 国会常務委員会が提案する名簿以外、国会議員は、国国家選挙評議会議長・民族評議会議長・国会の委員会の委員長・国家会計検査院院長・国会事務総長の職名に追加的に推薦し、または自ら立候補することができる。推薦された者は候補者名簿から名前を削除する権利を有する。

3. 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、意見交換することができる。

4. 国会常務委員会は、国会に国会議員団における討議の結果を報告し、国会議員の意見に対して説明・受入し、国会議員が推薦または立候補した候補者名簿を国会が決定するために上程する。

5. 国会が討議し、国家選挙評議会議長・民族評議会議長・国会の委員会の委員長・国家会計検査院院長・国会事務総長を選出するための候補者名簿を可決するために表決する。

6. 国会が開票委員会を設立する。

7. 国会が非公開投票の形式により国家選挙評議会議長・民族評議会議長・国会の委員会の委員長・国家会計検査院院長・国会事務総長を選出する。

8. 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。

9. 国会が討議し、国家選挙評議会議長・民族評議会議長・国会の委員会の委員長・国家会計検査院院長・国会事務総長の選出に関する決議を可決するために表決する。

第35条 政府の構成員の機構・定数を決定し、政府副首相・大臣および政府の他の構成員の任命に関する政府首相の要請を承認する手順

1. 国会は以下の手順に従い、政府の構成員の機構・定数を決定する。

a) 政府首相が政府の構成員の機構・定数を上程する。

b) 国会の法律委員会が審査報告書を上程する。

c) 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、政府首相を招き、意見交換することができる。

d) 国会常務委員会が国会に国会議員団における討議の結果を報告する。

dd) 政府首相が国会議員の意見に対する説明・受入に関して国会に報告する。

e) 国会が討議し、政府の構成員の機構・定数に関する決議を可決するために表決する。

2. 国会は以下の手順に従い、政府副首相・大臣および政府の他の構成員の任命に関する政府首相の要請を承認する。

a) 政府首相は、国会が政府副首相・大臣および政府の他の構成員の任命を承認するための候補者名簿を上程する。

b) 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、政府首相を招き、意見交換することができる。

c) 国会常務委員会が国会に国会議員団における討議の結果を報告する。

d) 政府首相が国会議員の意見に対する説明・受入に関して国会に報告する。

dd) 国会が開票委員会を設立する。

e) 国会が非公開投票の形式により政府副首相・大臣および政府の他の構成員の任命に関する政府首相の要請を承認する。

g) 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。

h) 国会が討議し、政府副首相・大臣および政府の他の構成員の任命に関する政府首相の要請を承認する決議を可決するために表決する。

第36条 国防・安全保障評議会の副議長および委員の名簿に関する国家主席の要請を承認する手順

1. 国家主席は、国会に国防・安全保障評議会の副議長および委員の名簿を上程する。

2. 国会が開票委員会を設立する。

3. 国会が非公開投票の形式により、国防・安全保障評議会の副議長および委員の名簿に関する国家主席の要請を承認する。

4. 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。

5. 国会が討議し、国防・安全保障評議会の副議長および委員の名簿に関する国家主席の要請を承認する決議を可決するために表決する。

第37条 最高人民裁判所の裁判官の任命に関する最高人民裁判所長官の要請を承認する手順

1. 最高人民裁判所長官は、国会が最高人民裁判所の裁判官の任命に関する要請を承認するために候補者名簿を上程する。

2. 国会の司法委員会が審査報告書を上程する。
3. 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、最高人民裁判所長官を招き、意見交換することができる。
4. 国会常務委員会が国会に国会議員団における討議の結果を報告する。
5. 最高人民裁判所長官が国会議員の意見に対する説明・受入に関して国会に報告する。
6. 国会が開票委員会を設立する。
7. 国会が非公開投票の形式により、最高人民裁判所の裁判官の任命に関する最高人民裁判所長官の要請を承認する。
8. 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。
9. 国会が討議し、最高人民裁判所の裁判官の任命に関する最高人民裁判所長官の要請を承認する決議を可決するために表決する。

第38条 国家選挙評議会の副議長および委員の名簿に関する国家選挙評議会議長の要請を承認する手順

1. 国家選挙評議会議長は、国会に国家選挙評議会の副議長、国家選挙評議会委員の名簿を上程する。
2. 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、国家選挙評議会議長を招き、意見交換することができる。
3. 国会常務委員会が国会に国会議員団における討議の結果を報告する。
4. 国家選挙評議会議長が国会議員の意見に対する説明・受入に関して国会に報告する。
5. 国会が開票委員会を設立する。
6. 国会が非公開投票の形式により、国家選挙評議会の副議長、国家選挙評議会委員の名簿に関する国家選挙評議会議長の要請を承認する。
7. 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。
8. 国会が討議し、国家選挙評議会の副議長、国家選挙評議会委員の名簿に関する国家選挙評議会議長の要請を承認する決議を可決するために表決する。

第39条 国会によって選出または承認された職務を有する者の解任・罷免、解任・降格要請の承認の手順

1. 国会は以下の手順に従い、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を解任・罷免する。
 - a) 国会常務委員会は国会に対し、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を解任・罷免するよう上程する。

- b) 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長または 1 名の国会副議長は、関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、意見交換することができる。
 - c) 国会常務委員会は、国会に国会議員団における討議の結果を報告し、国会議員の意見に対して説明・受け入れる。
 - d) 国会が討議する前に、解任・罷免を要請された者は全体会議において意見を発表する権利を有する。
 - dd) 国会が開票委員会を設立する。
 - e) 国会が非公開投票の形式により、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員を解任・罷免する。
 - g) 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。
 - h) 国会が討議し、国会議長・国会副議長・国会常務委員会委員の解任・罷免に関する決議を可決するために表決する。
2. 国会は以下の手順に従い、国会組織法第 8 条 2 項・3 項・4 項・5 項・6 項および第 9 条に規定されている、国会により選出され、または任命を承認された職務を有する者を解任・罷免し、または解任・降格の要請を承認する。
- a) 国会組織法第 8 条 2 項・3 項・4 項・5 項・6 項および第 9 条に規定されている、国会が選出または任命の承認をするよう上程する権限を有する機関または個人は国会に対し、解任・罷免し、または解任・降格を承認するよう上程する。
 - b) 国会議員が国会議員団において討議する。国会議長は、関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、意見交換することができる。
 - c) 国会常務委員会は、国会に国会議員団における討議の結果を報告する。
 - d) 権限を有する機関の代表者または個人が、国会に国会議員の意見に対する説明・受入に関して報告する。
 - dd) 国会が討議する前に、解任を要請された者、罷免・降格を要請された者は、全体会議において意見を発表する権利を有する。
 - e) 国会が開票委員会を設立する。
 - g) 国会が非公開投票の形式により、解任・罷免し、または解任・降格の要請を承認する。
 - h) 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。
 - i) 国会が討議し、解任・罷免または解任・降格の要請の承認に関する決議を可決するために表決する。

第 40 条 国会議員の退任承認

1. 国会常務委員会は国会に対し、国会議員の退任承認を上程する。

2. 国会が討議する。国会が討議する前に、国会議員の任務の退任を申し出た国会議員は、全体会議において意見を発表する権利を有する。
3. 国会が開票委員会を設立する。
4. 国会が非公開投票の形式により、国会議員の退任を承認する。
5. 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。
6. 国会が討議し、国会議員の退任承認に関する決議を可決するために表決する。

第 41 条 国会議員の解任手順

1. 国会常務委員会は国会に対して国会議員の解任を上程する。
2. 国会が国会議員団において討議する。国会議長は、関連事項に関して国会議員団団長と会議を行い、意見交換することができる。
3. 国会常務委員会は、国会に国会議員団における討議の結果を報告し、国会議員の意見に対して説明・受け入れる。
4. 解任を要請された国会議員が所轄機関の決定に従い一時勾留されている場合および国会が国会常務委員会の要請に応じ決定した他の場合を除き、国会が討議する前に、解任を要請された国会議員は、全体会議において意見を発表する権利を有する。
5. 国会が開票委員会を設立する。
6. 国会が非公開投票の形式により、国会議員を解任する。
7. 開票委員会が開票・表決の結果を公表する。
8. 国会が討議し、国会議員の解任に関する決議を可決するために表決する。

第 42 条 国会議員の逮捕・勾留・留置・立件・住居および職場の家宅捜査に関する最高人民検察院院長の要請を承認する手順

1. 最高人民検察院長官は、国会に対し、国会議員の逮捕・勾留・留置・立件・住居および職場の家宅捜査に関する要請を承認するよう上程する。
2. 国会の司法委員会は審査報告書を上程する。
3. 国会は討議し、国会議員の逮捕・勾留・留置・立件・住居および職場の家宅捜査に関する最高人民検察院院長の要請を承認する決議を可決するために表決する。

第 43 条 臨時委員会の設立手順

1. 国会常務委員会は国会に対し、臨時委員会の設立を上程する。
2. 国会は討議し、臨時委員会の設立に関する決議を可決するために表決する。当該決議は、臨時委員会の任務、権限、機構および構成員の定数、運営方法、任務終了時点に関して具体的に規定する。

第 44 条 機関の設立・廃止、省級の行政単位・特別行政経済単位の設立・解体・合併・分割・境界調整の決定

1. 国会に対し、機関の設立・廃止を上程する書類は以下を含むものとする。

- a) 機関の設立・廃止に関する上程書
- b) 機関の設立・廃止に関する計画書
- c) 機関の設立・廃止による影響の評価に関する報告書
- d) 関係機関・組織の意見をまとめた報告書
- dd) 機関の設立・廃止に関する決議案
- e) 機関の設立・廃止に関する審査報告書

2. 機関の設立・廃止、省級の行政単位・特別行政経済単位の設立・解体・合併・分割・境界調整を決定するよう国会に上程する書類は、地方政権組織法第 133 条 2 項に規定されている資料および法律委員会または機関の設立・廃止、省級の行政単位・特別行政経済単位の設立・解体・合併・分割・境界調整に関する臨時委員会の審査報告書を含むものとする。

3. 国会は以下の手順に従い、機関を設立・廃止し、省級の行政単位・特別行政経済単位の設立・解体・合併・分割・境界調整をする。

a) 政府は国会に対し、機関の設立・廃止、省級の行政単位・特別行政経済単位の設立・解体・合併・分割・境界調整および決議案を上程する。

b) 国会の法律委員会または国会により設立された臨時委員会が、国会に審査報告書を上程する。

c) 国会が討議する。全体会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループで討議することができる。

d) 討議にあたり、政府は、機関の設立・廃止、省級の行政単位・特別行政経済単位の設立・解体・合併・分割・境界調整に関して国会議員が述べた問題について説明する。

dd) 国会常務委員会は、決議案の検討・意見の説明・受入・修正を指導し、実施する。政府、国会の法律委員会は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の研究・意見の説明・受入・修正をする。

e) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。

g) 国会は討議し、機関の設立・廃止、省級の行政単位・特別行政経済単位の設立・解体・合併・分割・境界調整に関する決議を可決するために表決する。

国会が複数の国会会期にわたり特別行政経済単位の設立・解体に関する決議を審議し、可決する場合、法規範文書法第 75 条および第 76 条に規定されている手順を適用する。

4. 国会は以下の手順に従い、憲法および法律に定められている他の機関を設立・廃止する。

a) 権限を有する機関の代表者は国会に対し、機関の設立・廃止および決議案を上程する。

b) 国会の法律委員会が国会に審査報告書を上程する。

c) 国会が討議する。全体会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループで討議することができる。

d) 討議にあたり、権限を有する機関は、機関の設立・廃止に関して国会議員が述べた問題について説明する。

dd) 国会常務委員会は、決議案の検討・意見の説明・受入・修正を指導し、実施する。政府、国会の法律委員会は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の検討・意見の説明・受入・修正をする。

e) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。

g) 国会は討議し、機関の設立・廃止に関する決議を可決するために表決する。

第2節

他の重要事項の決定

第45条 5年・年度の経済社会開発計画の決定

1. 国会が5年・年度の経済社会開発計画を決定するよう上程する書類は、以下を含むものとする。

a) 5年・年度の経済社会開発計画の実施結果を評価する政府の報告書および次の5年・翌年度の経済社会開発計画案

b) 5年・年度の経済社会開発計画に関する決議案

c) 政府の報告書および決議案を審査する国会の経済委員会の報告書

d) 民族評議会、他の委員会が担当する分野に属する事項（あれば）に関して政府の報告書および決議案を審査する民族評議会、他の委員会の報告書

dd) 関係機関・組織の報告書

2. 国会は前年度末の会期において翌年の年度経済社会開発計画を決定する。

3. 国会は以下の手順に従い、5年・年度の経済社会開発計画を決定する。

a) 政府が5年・年度の経済社会開発計画案および決議案に関して報告する。

b) 必要な場合、国会常務委員会の要請に応じ、関係機関・組織が関係分野に関して報告する。

c) 国会の経済委員会が国会に審査報告書を上程する。

d) 国会が討議する。全員会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループ・民族評議会・国会の各委員会で討議することができる。

dd) 討議にあたり、政府の構成員は、各報告書・決議案に関して国会議員が述べた問題について説明する。

e) 国会常務委員会は、決議案の検討・意見の説明・受入・修正を指導し、実施する。政府、国会の経済委員会は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の検討・意見の説明・受入・修正をする。

g) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の解説・受入・修正について報告する。

h) 国会は討議し、5年・年度の経済社会開発計画に関する決議を可決するために表決する。

4. 年半の会期において、必要な場合、国会は政府の要請に応じ、本条3項に規定されている手順に従い年度経済社会開発計画の変更を決定する。

第46条 5年の財政計画、年度の国家予算見積・中央予算の分配の決定、国家予算の決算の承認

1. 国会に対し、5年の財政計画の決定を上程する書類は以下を含むものとする。

a) 現行の5年の財政計画の実施結果を評価する政府の報告書および次の5年の財務計画案

b) 5年の財政計画に関する決議案

c) 政府の報告書および決議案を審査する国会の財政予算委員会の報告書

d) 民族評議会、他の委員会が担当する分野に属する事項（あれば）に関して政府の報告書および決議案を審査する民族評議会、他の委員会の報告書

2. 国会に対し、年度の国家予算見積・中央予算の分配の決定を上程する書類は以下を含むものとする。

a) 年度の国家予算の実施結果を評価する政府の報告書および翌年度の国家予算見積・中央予算の分配ならびに国家予算法第47条1項に規定されている資料

b) 国家予算見積に関する決議案、中央予算分配に関する決議案

c) 政府の報告書および決議案を審査する国会の財政予算委員会の報告書

d) 民族評議会、他の委員会が担当する分野に属する事項（あれば）に関して政府の報告書および決議案を審査する民族評議会、他の委員会の報告書

3. 国会に対し、国家予算の決算を承認するよう上程する書類は以下を含むものとする。

- a) 国家予算の決算に関する政府の報告書
- b) 国家予算の決算を承認する決議案
- c) 政府の報告書および決議案を審査する国会の財政予算委員会の報告書
- d) 国家会計検査院による国家予算決算の会計検査報告書

4. 国会は以下の手順に従い、5年の財政計画、年度の国家予算見積・中央予算の分配を決定し、国家予算の決算を承認する。

a) 政府は、5年の財政計画案、年度の国家予算見積・中央予算の分配、国家予算の決算の承認、決議案に関して報告する。

b) 国会の財政予算委員会が審査報告書を国会に上程する。

c) 国会が討議する。全員会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループで討議することができる。

d) 討議にあたり、政府の構成員は、各報告書・決議案に関して国会議員が挙げた問題について説明する。

dd) 国会常務委員会は、決議案の検討・意見の説明・受入・修正を指導し、実施する。政府、国会の財政予算委員会は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の検討・意見の説明・受入・修正をする。

e) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。

g) 国会は討議し、5年の財政計画、年度の国家予算見積・中央予算の分配、国家予算の決算の承認に関する決議を可決するために表決する。

5. 分配された予算見積から予算の変動が生じ、全体調整が必要となる場合、政府は国家予算全体調整見積を作成し、本条4項に規定されている手順に従い国会に対し決定のため上程する。

第47条 中間・年度の公共投資計画の決定

1. 国会に対し、中間・年度の公共投資計画を決定するよう上程する書類は以下を含むものとする。

a) 中間・年度の公共投資計画の実施結果を評価する政府の報告書および次の段階・翌年度の公共投資計画

b) 中間・年度の公共投資計画に関する決議案

c) 政府の報告書および決議案を審査する国会の財政予算委員会の報告書

d) 関係機関・組織の報告書

2. 国会は以下の手順に従い、中間・年度の公共投資計画を決定する。

a) 政府は、中間・年度の公共投資計画案および決議案に関して報告する。

b) 国会の財政予算委員会が審査報告書を国会に上程する。

c) 国会が討議する。全体会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループで討議することができる。

d) 討議にあたり、政府の構成員は、各報告書・決議案に関して国会議員が挙げた問題について説明する。

dd) 国会常務委員会は、決議案の検討・意見の説明・受入・修正を指導し、実施する。政府、国会の財政予算委員会は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の検討・意見の説明・受入・修正をする。

e) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。

g) 国会は討議し、中間・年度の公的投資計画に関する決議を可決するために表決する。

3. 公共投資法第 75 条 1 項に規定されている場合において、国会は政府の要請に応じ、本条 2 項に規定されている手順に従い、中間・年度の公共投資計画の全体調整を決定する。

第 48 条 国家級の土地使用マスタープラン・計画の決定

1. 国会に対し、国家級の土地使用マスタープラン・計画の決定を上程する書類は以下を含むものとする。

a) 現段階の土地使用マスタープラン・計画の実施結果を評価する政府の報告書および次段階の国家級の土地使用マスタープラン・計画

b) 国家級の土地使用マスタープラン・計画に関する決議案

c) 政府の報告書および決議案を審査する国会の経済委員会の報告書

2. 国会は以下の手順に従い、国家級の土地使用マスタープラン・計画を決定する。

a) 政府は国家級の土地使用マスタープラン・計画案に関して報告する。

b) 国会の経済委員会が国会に審査報告書を上程する。

c) 国会が討議する。全体会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループで討議することができる。

d) 討議にあたり、政府の構成員は、各報告書・決議案に関して国会議員が挙げた問題について説明する。

dd) 国会常務委員会は、決議案の検討・意見の説明・受入・修正を指導し、実施する。政府、国会の経済委員会は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の検討・意見の説明・受入・修正をする。

e) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。

g) 国会は討議し、国家級の土地使用マスタープラン・計画に関する決議を可決するために表決する。

第49条 恩赦の決定

1. 国会に対し、恩赦を決定するよう上程する書類は以下を含むものとする。

- a) 国会が恩赦を決定するよう要請する国家主席の上程書
- b) 恩赦に関する決議案
- c) 国家主席の上程書および決議案を審査する国会の司法委員会の報告書
- d) 他の関係資料

2. 国会は以下の手順に従い、恩赦を決定する。

- a) 国家主席が国会に恩赦の決定を上程する。
- b) 国会の司法委員会は国会に審査報告書を上程する。
- c) 国会が討議する。全体会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループ・国会議員団で討議することができる。
- d) 討議にあたり、国家主席は、恩赦および決議案に関して国会議員が挙げた問題について説明する。
- dd) 国会常務委員会は、国家主席と連携し、決議案の研究・意見の解説・受入・修正をする。
- e) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。
- g) 国会は討議し、恩赦に関する決議を可決するために表決する。

第50条 戦争及び平和の問題の決定手順

- 1. 国防・安全保障評議会は国会に対し、戦争事態の決定または戦争事態の廃止を上程する。
- 2. 国会の国防治安委員会は国会に審査報告書を上程する。
- 3. 国会は討議し、戦争事態または戦争事態の廃止に関する決議を可決するために表決する。

第51条 国会任期の短縮または延長の決定手順

- 1. 国会常務委員会は国会に対し、国会任期の短縮または延長を決定するよう上程する。
- 2. 国会は討議し、国会任期の短縮または延長に関する決議を可決するために表決する。

第 52 条 国会議員選挙・各級人民評議会議員選挙の全国選挙日の決定、任期中の国会議員の補欠選挙の決定

1. 国会は以下の手順に従い、国会議員選挙・各級人民評議会議員選挙の全国選挙日を決定する。

a) 国会常務委員会は国会に対し、国会議員選挙・各級人民評議会議員選挙の全国選挙予定日を上程する。

b) 国会は討議し、国会議員選挙・各級人民評議会議員選挙の全国選挙日に関する決議を可決するために表決する。

2. 任期中の国会議員の補欠選挙は、任期の残存期間が 2 年間以上であり、かつ、任期初に選出された国会議員の総数の十パーセント以上を欠いている場合に限り行われるものとする。国会は以下の手順に従い、国会議員の補欠選挙を決定する。

a) 国会は本規程第 34 条および第 38 条に規定されている手順に従い補欠選挙評議会を設立する。

b) 国会は本条 1 項に規定されている手順に従い、国会議員の補欠選挙日を決定する。

第 53 条 国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針の決定

1. 国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの内容に基づき、および国会常務委員会の要請に応じ、国会は、国会の一回または複数回の会期にわたり、国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針に関する決議案の審議・可決を決定する。

2. 国会に対し、国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針を決定するよう上程する書類は以下を含むものとする。

a) 国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針に関する政府の上程書

b) 国家目標プログラムの投資方針を提案する報告書、国家重要プロジェクトの実行可能性調査報告書

c) 国家審査評議会の審査報告書

d) 国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針に関する決議案

dd) 政府の上程書および決議案の審査報告書

e) 他の関係資料

第 54 条 国会の一回の会期において国会が国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針を決定する手順

1. 政府は、国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針に関する上程書を上程する。

2. 審査を主宰する機関が審査報告書を国会に上程する。

3. 国会が討議する。全員会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループで討議することができる。

討議にあたり、政府は、国会議員が挙げた関連問題について説明する。

4. 国会常務委員会は、決議案の検討・意見の説明・受入・修正を指導し、実施する。政府、審査を主宰する機関は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の検討・意見の説明・受入・修正をする。

5. 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。

6. 国会は討議し、国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針に関する決議を可決するために表決する。

第55条 国会が国会の複数回の会期にわたり国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針を決定する手順

1. 第一回目の会期において

a) 政府は、国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針に関する上程書を上程する。

b) 審査を主宰する機関が審査報告書を国会に上程する。

c) 国会が討議する。全員会議において討議する前に、国会議員は国会議員小グループで討議することができる。

討議にあたり、政府は、プログラム・プロジェクトに関して国会議員が挙げた関連問題について説明する。

2. 国会の二回の会期の間、国会常務委員会は、国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの検討・意見の説明・受入、決議案の修正を指導し、実施する。政府、審査を主宰する機関は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の研究・意見の説明・受入・修正をする。

3. 第二回目の会期において

a) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。

b) 政府は、国会議員、民族評議会、各委員会が述べた問題に関して報告・説明する。

c) 国会が討議する。

d) 国会常務委員会は、決議案の検討・意見の説明・受入・修正を指導し、実施する。政府、審査を主宰する機関は関係機関・国会事務総長と連携し、決議案の検討・意見の説明・受入・修正をする。

dd) 国会常務委員会は、国会に対し、決議案に関する意見の説明・受入・修正について報告する。

e) 国会は討議し、国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針に関する決議を可決するために表決する。

4. 決議案が可決されない場合、国会常務委員会は継続して、決議案の意見の説明・受入・修正を指導し、および次回の会期において国会に上程する。

第 56 条. 参照規定

1. 国会は法規範文書法に定められているプロセス・手続に従い、法案・決議案を審議し、可決する。

2. 国会は国際条約締結・加盟履行法に定められているプロセス・手続に従い、国際条約を承認し、加盟または失効を決定する。

3. 国会は国会・人民評議会監察活動法に定められているプロセス・手続に従い、国会会期において最高監察をする。

国会は、国会・人民評議会監察活動法、国会・人民評議会により選出または承認された職務を有する者に対する信任投票実施・信任投票に関する決議に定められているプロセス・手続に従い、信任投票実施・信任投票実施をする。

4. 国会は住民投票法に定められているプロセス・手続に従い、住民投票を決定する。

5. 国会会期中、国民と接し、および国民の建議・異議申立・告訴告発を受領することは、住民面会法、異議申立法、告訴告発法の定めるところにより行われるものとする。

本規程は、ベトナム社会主義共和国の第 13 期国会第 10 回会期において 2015 年 11 月 24 日に可決された。

国会議長

グエン・シン・フン